

斜里町地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び当該形成計画の実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項などを協議し、斜里町における持続可能な地域公共交通網の形成に資する取り組みを推進するため設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、斜里町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を北海道斜里郡斜里町本町12番地斜里町役場内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する取り組みに関すること。
- (2) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第6条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 斜里町長
- (2) 公共交通事業者
- (3) 公共交通事業者の運転者が組織する団体が指名する者
- (4) 国土交通省北海道運輸局北見運輸支局が指名する者
- (5) 国土交通省北海道開発局網走開発建設部が指名する者
- (6) 北海道オホーツク総合振興局が指名する者
- (7) 北海道警察北見方面本部斜里警察署長が指名する者

- (8) 地域公共交通の利用者
- (9) その他町長が必要と認める者
- 2 前項第2号から第7号及び第9号で掲げる委員については協議会に代理人を出席させることができる。
- 3 協議会に、専門的知識を有するアドバイザー等を置くことができる。
(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員のうち行政機関又は団体の職員等である者の任期は、当該行政機関の職にある期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員（第1項ただし書に規定する委員を除く。）が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員)

第8条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監査委員2名
(会長)

第9条 会長は、斜里町長をもって充て、会務を総括し、協議会を代表する。
(副会長)

第8条 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(監査委員)

第10条 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。

- 2 監査委員は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告する。
(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、斜里町民生部住民生活課内に事務局を置く。協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局員は、会長の指名する斜里町職員をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営その他事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議会の会議運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
(専門部会)

第14条 協議会は、第5条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、斜里町の負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、予算の範囲内で会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散するときは、協議会の収支は、当該解散の日をもって終了し、会長であった者がこれを決算するものとする。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年2月17日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規約の施行後最初の委員(第5条ただし書に規定する委員を除く。)の任期は、同条本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。